

◆那覇市からののお知らせ◆

多胎児(双子や三つ子の赤ちゃん)をご妊娠されている方へ

妊婦健康診査受診票を **5回分**
追加で交付します



対象

那覇市に住民票があり、令和3年4月1日以降に妊婦健康診査を受診する多胎妊婦

内容

母子(親子)健康手帳の交付時に、14回の受診票と併せて「多胎妊婦用」の5回を追加で交付します。(合計19回)

追加の受診票： 9-3回目、9-5回目、9-7回目、9-8回目、9-9回目

- ※ 各受診票の助成額を超えた場合の超過分は、自己負担となります。
- ※ 余った受診票の払い戻しや交付を受けた妊婦ご本人以外の使用はできません。

ご使用方法

15回目以降の妊婦健康診査受診時に、受診先に提出してご使用ください。

- ※ ただし、有効期限のない受診票(ピンク色)が残っていない場合は15回目以降でなくてもご使用いただけます。
- ※ 「多胎妊婦用」の受診票には、大きいほうの母子健康手帳番号をご記入ください。

ご注意いただきたいこと

- ※ 那覇市から転出された場合は、健診費用の助成ができません。
転出先の市町村に直接お問い合わせください。
- ※ 那覇市へ転入してきた場合は、受診票交付申請をしていただく必要があります。
こども家庭センターなは(☎098-863-0777)までお問い合わせください。



＊ お問い合わせ先 ＊

こども家庭センターなは ☎ 098-863-0777